

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
加藤洲本田地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年11月7日
3. 集落・地域の耕地面積  
49ha
4. 対象地区の課題  
農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の拡大。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
地区内の農業者への農地の貸し借りを積極的に進める。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
個人 2経営体
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針  
集落営農組織の設立や農業後継者の掘り起こしを行う。
8. 農地の貸付けの意向  
特になし